

事務連絡  
令和7年10月29日

介護保険サービス事業所 管理者様

三条市福祉保健部高齢介護課長

### 「電子申請届出システム」の運用について

介護保険行政の円滑な実施につきまして、日頃から御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省は、介護分野における文書量の削減に向けた取組として、介護事業所のオンラインによる指定申請等が可能な「電子申請届出システム」を構築し、運用しています。

これまで当市において準備が整わず、システムを御利用いただけない状況が続き、皆様に御不便をお掛けしておりましたが、11月4日（火）から「電子申請届出システム」による受付を開始いたします。つきましては、必要に応じてGビズIDアカウントの取得及び登記情報提供サービスの利用登録を行った上で御利用くださるようお願いいたします。

なお、事業所の選択により、従来どおりシステム以外の方法（紙媒体等）で申請・届出を行うことも可能です。システム以外の方法で申請・届出いただく場合は、厚生労働省ホームページからダウンロードいただいた標準様式により提出くださるようお願いいたします。

#### 記

##### 1 電子申請届出システムへのログイン及び操作方法について

システムへのログインには、GビズIDが必要です。GビズIDについては、次の「2 GビズIDアカウントの取得について」を参照してください。

システムの操作方法については、システム内のヘルプに掲載されている操作マニュアルをご覧ください。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

## 2 GビズIDアカウントの取得について

「電子申請届出システム」の利用に当たり、GビズIDアカウントの取得が必要です。GビズIDアカウントを持っていない事業所は、次のデジタル庁のホームページから取得してください。なお、取得方法等については、同ホームページのご利用ガイドをご覧ください。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

## 3 登記情報提供サービス

「電子申請届出システム」を通じて登記事項証明書の提出を要する申請届出を行う場合、これまでの紙媒体での提出に代わり、登記情報提供サービスで取得した電子データを提出していただきますので、同サービスの利用登録をお願いします。詳細については、次のホームページをご覧ください。

<https://www1.touki.or.jp/>

## 4 国が示す標準様式

従来どおりシステム以外の方法（紙媒体等）で申請・届出を行う場合は、次の厚生労働省ホームページ「2指定申請様式等の使用原則化」に掲載されている標準様式により提出してください。各種申請等に必要な書類は、チェックリストで確認してください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>

担当 福祉保健部 高齢介護課

介護認定係 梅田

TEL 0256-34-5475（直通）